

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：さいたま市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.7%
全職員	86.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.1%
本庁課長相当職	99.4%
本庁課長補佐相当職	95.0%
本庁係長相当職	94.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	83.8%
31～35年	84.4%
26～30年	90.0%
21～25年	89.0%
16～20年	83.5%
11～15年	87.2%
6～10年	90.0%
1～5年	88.6%

【説明欄】

- ・項目1において、時給制で勤務する会計年度任用職員は集計の対象外にしている。
- ・項目1において、短時間勤務の職員については、勤務形態を基礎として職員数換算している。  
(例：フルタイム勤務(週38時間45分)の1/2の勤務時間で勤務する短時間勤務職員については、職員数換算において1/2人と取り扱う。)
- ・項目1の任期の定めのない常勤職員以外の職員における、職員区分別の男女の給与の差異内訳(男性の給与に対する女性の給与の割合)は、以下のとおり。
  - 再任用職員…………… 99.4%
  - 任期付職員…………… 104.4%
  - 臨時的任用教職員…………… 104.9%
  - 会計年度任用職員(月給制) 42.9%(※)
- ※会計年度任用職員(月給制)のうち、医師・歯科医師の給与水準は高く、また、女性に比べて男性のほうが会計年度任用職員全体の人数に占める医師・歯科医師の人数の割合が大きいため、男性の平均給与が高く算出されることになり、男女の給与の差異が大きくなっている。
  - ・男性の会計年度任用職員(月給制)全体の人数に占める医師・歯科医師の割合は70.9%(R4.4月時点)
  - ・女性の会計年度任用職員(月給制)全体の人数に占める医師・歯科医師の割合は11.4%(R4.4月時点)
  - ・医師・歯科医師以外の会計年度任用職員(月給制)における、男女の給与の差異内訳(男性の給与に対する女性の給与の割合)は、115.8%

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。